

航空自衛隊達第3号

基地司令及び基地業務に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第1号）第8条の規定に基づき、
基地司令及び基地業務に関する達を次のように定める。

昭和41年1月28日

航空幕僚長 空将 浦 茂

基地司令及び基地業務に関する達

改正 昭和41年7月20日	航空自衛隊達第21号	昭和48年10月16日	航空自衛隊達第26号
昭和42年10月16日	航空自衛隊達第36号	昭和53年2月27日	航空自衛隊達第3号
昭和43年5月15日	航空自衛隊達第16号	昭和54年3月28日	航空自衛隊達第11号
昭和44年6月27日	航空自衛隊達第27号	昭和57年4月30日	航空自衛隊達第15号
昭和44年7月18日	航空自衛隊達第30号	平成12年3月24日	航空自衛隊達第8号
昭和44年9月2日	航空自衛隊達第35号	平成15年3月26日	航空自衛隊達第8号
昭和45年9月21日	航空自衛隊達第22号	平成29年6月23日	航空自衛隊達第27号
昭和47年12月22日	航空自衛隊達第40号	令和3年6月29日	航空自衛隊達第59号
昭和48年6月7日	航空自衛隊達第9号	令和6年3月21日	航空自衛隊達第12号

（目的）

第1条 この達は、基地司令及び基地業務に関する訓令（以下「訓令」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（基地業務）

第2条 訓令第6条第1項第17号の規定に基づく基地業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 飛行場勤務に関すること。
- (2) 郵政に関すること。
- (3) 営内居住隊員の選挙の手続に関すること。
- (4) 営内居住隊員の住民登録に関すること。

（補給から除かれるもの）

第3条 訓令第6条第1項第4号括弧書の規定により除かれるものは、航空自衛隊物品管理補給規則（昭和43年航空自衛隊達第35号）第19条第2項の規定による物品の補給支援とする。

（委任規定）

第4条 この達に定めるもののほか、基地司令の職務等の実施に関し必要な事項は、それぞれ基地司令等又は基地業務担当部隊等の長が定める。

附 則

1 この達は、昭和41年4月1日から施行する。

2 檜町基地の基地業務の実施に関する達（昭和37年航空自衛隊達第54号）は、廃止する。
附 則（昭和41年7月20日航空自衛隊達第21号）

この達は、昭和41年7月25日から施行する。

附 則（昭和42年10月16日航空自衛隊達第36号）

この達は、昭和42年10月25日から施行する。

附 則（昭和43年5月15日航空自衛隊達第16号）抄

1 この達は、昭和43年6月1日から施行する。
附 則（昭和44年6月27日航空自衛隊達第27号）

この達は、昭和44年7月1日から施行する。

附 則（昭和44年7月18日航空自衛隊達第30号）

この達は、昭和44年8月1日から施行する。

附 則（昭和44年9月2日航空自衛隊達第35号）

この達は、昭和44年9月2日から施行する。

附 則（昭和45年9月21日航空自衛隊達第22号）

この達は、昭和45年10月1日から施行する。

附 則（昭和47年12月22日航空自衛隊達第40号）

この達は、昭和47年12月26日から施行する。ただし、別表の改正規定中宮古島分とん基地に係る部分は昭和48年2月15日から、与座岳分とん基地に係る部分は同年3月30日から施行する。

附 則（昭和48年6月7日航空自衛隊達第9号）

この達は、昭和48年6月7日から施行し、改正後の別表の規定は、同年5月14日から適用する。

附 則（昭和48年10月16日航空自衛隊達第26号）

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則（昭和53年2月27日航空自衛隊達第3号）

この達は、昭和53年2月27日から施行する。

附 則（昭和54年3月28日航空自衛隊達第11号）抄

この達は、昭和54年3月28日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日航空自衛隊達第15号）抄

1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則（平成12年3月24日航空自衛隊達第8号）

この達は、平成12年3月31日から施行する。

附 則（平成15年3月26日航空自衛隊達第8号）

この達は、平成15年3月27日から施行する。

附 則（平成29年6月23日航空自衛隊達第27号）

この達は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（令和3年6月29日航空自衛隊達第59号）

この達は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日航空自衛隊達第12号）

この達は、令和6年3月21日から施行する。